

寒河江市情報公開・個人情報保護審査会審査運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寒河江市情報公開条例施行規則（平成元年市規則第3号）

第15条第8項の規定に基づき、寒河江市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(弁明書に対する意見書の提出)

第2条 審査会は、審査請求人及び参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）に対して相当の期間を定めて、寒河江市情報公開条例（平成元年市条例第5号）第16条第4項及び寒河江市個人情報保護条例（平成17年市条例第18号）第23条第3項の弁明書に対する意見書の提出を求めるものとする。

2 審査会は、前項の意見書が提出されたときは、実施機関にその写しを送付するものとする。

(意見書が提出されない場合の取扱い)

第3条 前条の規定は、審査会が指定する時期までに意見書が提出されない場合において、審査会が行う審査を妨げるものではない。

(意見等の陳述)

第4条 審査会は、第2条に規定する弁明書又は意見書の提出にかかわらず、審査請求人、参加人、実施機関その他関係者（以下「審査請求人等」という。）から口頭での意見又は説明を述べる機会を与えるよう申出を受けたときは、その機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(補佐人)

第5条 審査会は、審査請求人又は参加人が前条の規定による口頭での意見又は

説明を述べるに当たり、補佐人の付添を申し出た場合において、その申出が相当であるときは、補佐人の付添を認めることができる。

(意見等の陳述の機会を与える者の数)

第6条 第4条の規定により口頭での意見又は説明を述べる機会を与える者の数は、前条の補佐人を含め、3人以内とする。ただし、審査会が、特に必要と認めるときは、この限りでない。

(指名委員による意見等の聴取)

第7条 審査会は、必要と認めるときは、審査会が指名する委員（以下「指名委員」という。）に、第4条の規定による審査請求人等の口頭での意見又は説明を聞かせることができる。この場合において、指名委員は、審査請求人等の口頭での意見又は説明の概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。

(審査会の非公開)

第8条 審査会は、非公開とする。

(議事録の作成)

第9条 審査会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、審査会の審議に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って別に定める。

附 則

この要領は、平成29年12月20日から施行する。